

令和5年4月

山陽学園大学大学院学則

学校法人

山 陽 学 園

山陽学園大学大学院学則

平成25年3月4日制定 平成27年9月15日改正 令和5年3月13日改正
平成25年9月17日改正 平成28年5月19日改正
平成27年3月19日改正 平成30年3月8日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 山陽学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた「愛と奉仕の精神」を基礎とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、看護学分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、看護実践能力の向上を図り、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の維持向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院の教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

- 2 前項の自己点検・評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 組織および修業年限

(研究科、課程及び定員)

第3条 本大学院に次の研究科を置く。

看護学研究科 看護学専攻

- 2 研究科の課程、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	課 程	入学定員	収容定員
看護学研究科	修士課程	6	12

(修業年限等)

第4条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育上特別の必要があると認められる場合には、標準修業年限を超えた一定の期間にわたり、計画的に履修すること（「長期履修」という。）を認めることができる。
- 4 前項の長期履修については別に定める。

(研究科の教育・研究目的)

第5条 本学看護学部における教育・研究を基盤として、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学分野における高度な専門的知識・能力を持つ看護専門職を担うための卓越した能力を培い、看護学の発展及び地域の保健・医療・福祉の向上に貢献出来る人材を育成することを目的とする。

(専門看護師(CNS)コース)

第6条 本大学院看護学研究科看護学専攻に専門看護師(CNS)コースを置く。

2 前項の専門看護師(CNS)コースについては、別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

(学年、学期および休業日)

第7条 本大学院の学年、学期および休業日は、山陽学園大学学則(以下「本学学則」という。)の規定を準用する。

第4章 教育課程

(教育課程)

第8条 本大学院の教育は授業科目の講義、演習及び実習、学位論文の作成指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 修士課程の教育課程は、別表1のとおりとする。

(教育方法の特例)

第8条の2 本大学院の教育課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(研究指導)

第9条 本大学院においては、入学時に学生ごとに研究指導教員を定め、研究指導を行う。

2 学生は履修する授業科目の選択及び研究にあたっては、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

第5章 履修の方法、学修の評価、課程修了の認定および修了

(履修の方法)

第10条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目、選択科目とし、その修業年限に分けて履修させるものとする。

2 前項の授業科目の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 履修の方法等について必要な事項は、別に定める。

(授業の登録)

第11条 学生は毎年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位の認定)

第12条 各授業科目を履修した者には、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(単位の計算方法)

- 第13条** 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。
- 2 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準による。
 1. 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 2. 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学術論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第14条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- 2 前項の認定単位数は15単位を超えないものとし、また、第15条第1項の認定単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の単位認定について、必要な事項は別に定める。

(他の大学院等における修得単位の認定)

- 第15条** 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- 2 前項の認定単位数は15単位を超えないものとし、また、第14条第1項の認定単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の単位認定について、必要な事項は別に定める。

(試験)

- 第16条** 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とするが、各授業科目担当者が必要と認めるときは臨時に行うことができる。
- 2 当該授業科目の履修について年度当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。
 - 3 病気その他やむを得ない事由により定期試験に欠席した者については追試験を行うことがある。

(学修の評価)

- 第17条** 試験等の評価は、S・A・B・C・D・Fをもって表わし、C以上を合格とし、D・Fを不合格とする。成績評価の基準は次のとおりとする。
- | | |
|------------|-----------|
| S. 100～90点 | A. 89～80点 |
| B. 79～70点 | C. 69～60点 |
| D. 59点以下 | F. 評価しない |

(課程修了の審査)

- 第18条** 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上在学し、所定の科目について32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、優れた業績をあげた学生については、在学期間を1年以上に短縮することができる。
- 3 第1項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。
- 4 論文の審査及び最終試験等について必要な事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第19条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により、学長が、研究科委員会の意見を参考にして、これを行う。

(学位の授与)

第20条 修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

第6章 入学、再入学、転学、退学、休学、留学および除籍

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、4月とする。

(入学の資格)

第22条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者
 2. 学士の学位を授与された者
 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 4. 外国の大学(その他の外国の学校のうち文部科学大臣が指定するものを含む。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者
 5. 文部科学大臣の指定した者
 6. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項に定める個別の入学資格審査について必要な事項は別に定める。

(入学の志願、入学の手続き、再入学、転学、保証人、退学及び留学)

第23条 本大学院の入学の志願、入学の手続き、再入学、転学、保証人、退学及び留学については、本学学則の規定を準用する。

(休学)

第23条の2 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、大学院研究科委員会の意見を参考にして、学長が除籍する。

1. 死亡または行方不明の者
2. 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者

3. 履修登録を怠り修学の意志のない者
4. 授業料その他の学納金を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者

第7章 授業料、入学金その他の費用

(授業料及び入学金)

第25条 授業料、入学金その他の費用は別表2のように定める。

(授業料等の納付)

第26条 授業料等の納付については、本学学則第40条、第41条、第42条、第43条の規定を準用する。

第8章 職員及び研究科委員会

(職員)

第27条 本大学院に、本大学院の教育研究に必要な教員をおく。

(研究科長)

第28条 本大学院に研究科長をおく。

- 2 研究科長は、看護学研究科の教授をもって充てる。

第29条 (削除)

(研究科委員会)

第30条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める

(組織的研修及び研究)

第30条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生および帰国子女

(聴講生、研究生、外国人留学生及び帰国子女)

第31条 本大学院における聴講生、研究生、外国人留学生及び帰国子女の入学等の許可については、本学学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第31条の2 本大学院における科目等履修生の入学等の許可について必要な事項は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰等)

第32条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第11章 雑 則

(本学学則の準用)

第33条 本学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成25年9月21日から施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成27年3月19日から施行する。
- 附 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表1については、平成27年度の入学生から適用する。
- 附 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年5月19日改正)
- 附 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

■ 別表1 教育課程

授業科目の区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
共通科目	看護理論	2			
	看護研究	2			
	看護倫理		2		
	看護教育論		2		
	看護管理論		2		
	コンサルテーション論		2		
	国際医療論		2		
	臨床薬理学		2		
	病態生理学		2		
	フィジカルアセスメント		2		
	計	4	16		
専門科目	看護学研究コース	感染看護学特論		2	
		感染看護学演習		4	
		成人看護学特論		2	
		成人看護学演習		4	
		在宅看護学特論		2	
		在宅看護学演習		4	
		コミュニティヘルス看護学特論		2	
		コミュニティヘルス看護学演習		4	
		母子看護学特論		2	
		母子看護学演習		4	
		精神看護学特論Ⅰ		2	
		精神看護学演習Ⅰ		2	
		特別研究		10	
	計		44		
目	精神看護 CNS コース	精神看護学特論Ⅱ		2	
		精神看護学特論Ⅲ		2	
		精神看護学特論Ⅳ		2	
		精神看護学特論Ⅴ		2	
		精神看護学特論Ⅵ		2	
		精神看護学特論Ⅶ		2	
		精神看護学演習Ⅱ		2	
		精神看護学実習		10	
		課題研究		2	
	計		26		
計		70			
合計	4	86			

■ 別表2 授業料、入学金その他の費用

研究科	入学金	授業料	計
看護学研究科	150,000	1,000,000	1,150,000

*上記以外に実習に関する費用を個別に徴収する場合があります。